



泉南市地域公共交通協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

泉南市長 山本優真

泉南市規則第39号

泉南市地域公共交通協議会規則の一部を改正する規則

泉南市地域公共交通協議会規則（令和7年泉南市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。
(部会)

- 第8条 交通協議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は会長が、副部会長は部会長が指名する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会において準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。